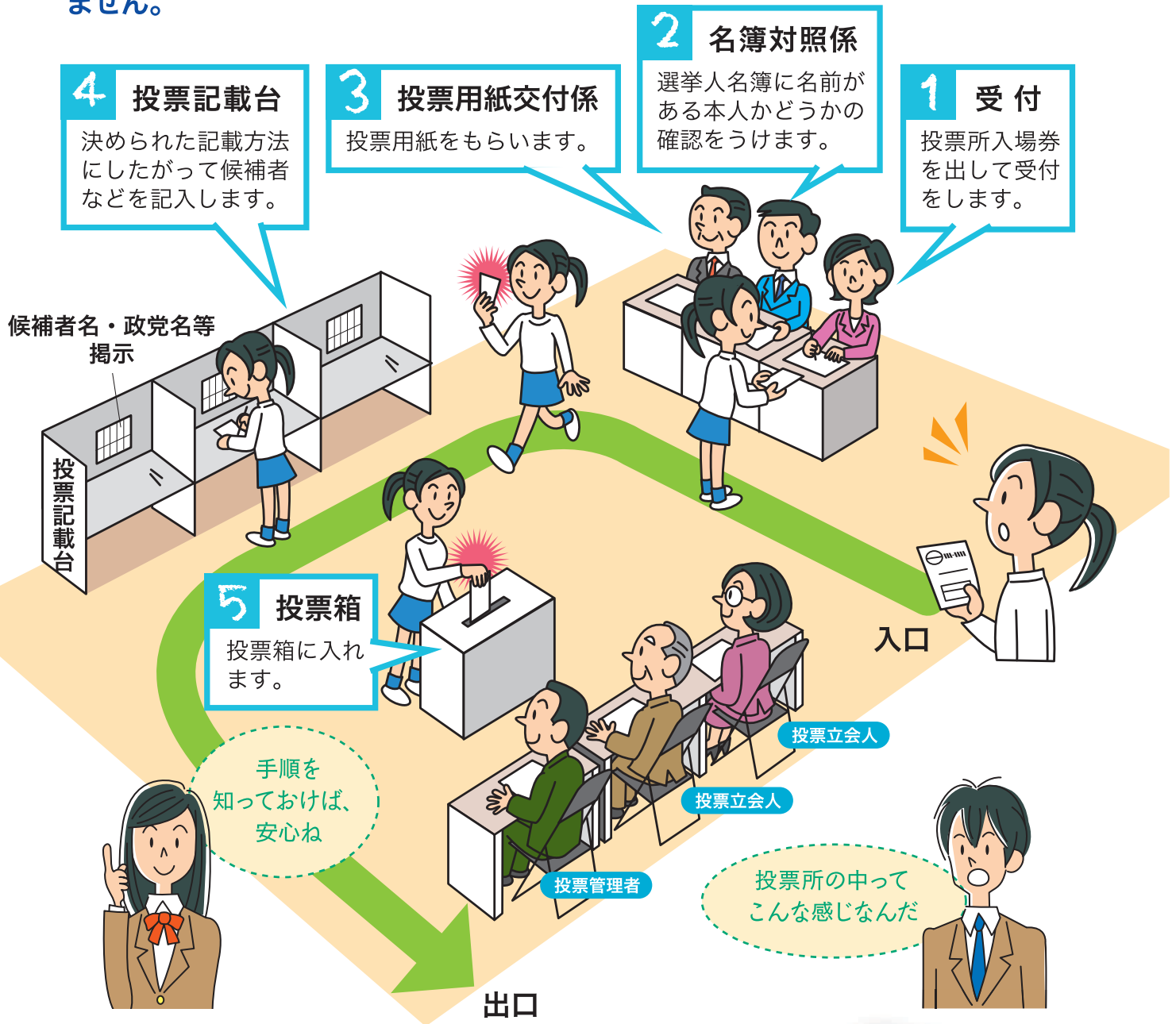


投票のこと、あれこれ

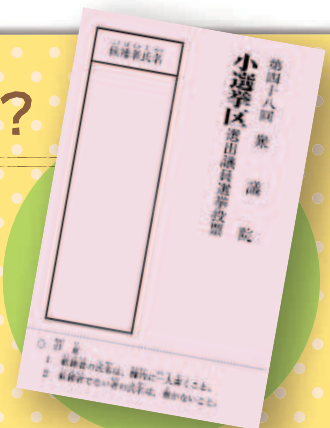
投票所の中では、下の図のような流れで投票を行います。難しい手続きはありません。



投票用紙ってどんなもの？

投票用紙は選挙が行われるつど作成されます。同時に複数の選挙が行われる際には、それぞれ異なる色の用紙を用いて作成される場合があります。

開票作業がスムーズに行われるように、投票用紙はプラスチックでできていて、折り曲げて投票箱に入れても投票箱の中で自然に開くようになっています。



投票所って、どこにあるの？



知っておきたい

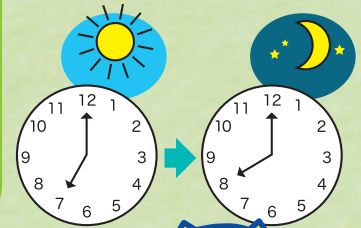
POINT

1

事前に送られてくる「投票所入場券」を持って行こう！
投票日前に、「投票所入場券」が郵便などで送られてきます。

これには、あなたの名前と投票所の場所が書かれているので、投票所に着いてから、選挙人名簿との照合がスムーズにできるのです。

(投票所入場券を忘れても、受付で本人確認ができれば、投票はできます。)



投票時間は原則 朝7時から夜8時まで。
これだけ時間があれば用事が入っていても行けそうだね。



知っておきたい

POINT

2

選挙の種類によっては、複数回投票することがあります。
投票所の係員の指示に従って、投票用紙を順番に受け取ってください。



衆議院選挙では小選挙区選挙・比例代表選挙・最高裁判所裁判官国民審査の3種類、参議院選挙では選挙区選挙・比例代表選挙の2種類の投票用紙が渡されます。

投票所で
何回も投票することが
あるってことね



知っておきたい

POINT

3

せっかく投票しても無効になる場合があります！
例えばこんな場合は、無効になりますので、注意してください。

- 所定の用紙を使っていない場合
- 候補者（政党）以外の氏名（名称）を書いた場合
- 2以上の候補者名（政党名）を書いた場合
- 白紙で投票した場合
- 候補者名（政党名）の他に、それ以外のことを書いた場合